

(2) ア 職員の失職の例外の対象の拡大について

1 職員の失職に係る現行制度について

- (1) 職員が禁固以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法第28条第4項の規定により原則として失職するが、条例で特別の定めをすることにより、失職させないことができることとされています。
- (2) 現行の東御市職員の分限に関する条例においては、“公務遂行中”の過失で、刑の執行を猶予された者について、情状を考慮して特に必要がある場合は失職させないことができることとされています。

2 失職の例外対象の拡大の背景及び理由

- (1) ボランティアや地域活動などの公務外の活動における過失については、情状を考慮して特に必要がある場合であっても、現行制度においては一律に失職してしまい、大切な人材を失いかねないとの判断から、県内自治体でもこれまで見直しが進められてきています。
- (2) 令和2年度時点において、当市を除く県内18市では既に「公務遂行中」の限定を外している。また令和3年2月県議会において、県条例も同様の改正がなされていることから、市職員労働組合からも、早急な見直しを要望されているところであり、今定例会において、職員の失職の例外の対象の拡大に関する条例の一部改正案を提案させていただいたところです。

【参考】地方公務員法（抄）
（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) から(4)まで 略

（降任、免職、休職等）

第28条 1、2及び3 略

- 4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(2) イ 職員の育児休業の取得要件の緩和等について

1 趣旨

国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援措置を踏まえ、市の会計年度任用職員の育児休業取得要件を緩和するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を設けます。

2 概要

(1) 東御市職員の育児休業等に関する条例の一部改正関係

ア 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和

会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止します。

イ 妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

妊娠、出産等を申し出た職員に次の事項を周知することとします。

- ・ 育児休業に関する制度
- ・ 育児休業の承認の請求先
- ・ 育児休業手当金、育児休業中の社会保険料の取扱い 等
- ※ 周知方法は、面談、書面の交付、電子メール等の送信を想定しています。

ウ 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備

育児休業の取得を希望する職員が希望する通りの期間の育児休業の承認の請求が円滑に行われるように次の措置を講じます。

- ・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- ・ 育児休業に関する相談体制の整備
- ・ 育児休業の取得に関する事例の収集及び職員に対する事例の提供 等

(2) 条例改正以外の措置

ア 会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の取得要件の緩和

会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止します。

イ 会計年度任用職員の子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和

会計年度任用職員の子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件のうち「6月以上継続勤務」を「6月以上の任期又は6月以上継続勤務」に緩和します。

3 施行期日

令和4年4月1日

(2) ウ 市立保育所、放課後児童クラブ、児童館職員等の処遇改善について

1 背景

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、保育士等の新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げが盛り込まれ、そのための補助制度として、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」及び「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を、令和4年2月から前倒して実施することが決定された。

2 処遇改善臨時特例事業の概要

- (1) 保育士及び幼稚園教諭等並びに放課後児童支援員等（市内公立では保育所、放課後児童クラブに勤務する職員）を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを前提として、令和4年2月以降の収入を3%程度（国の方針）引き上げるための措置を実施すること。
- (2) 基本給又は毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること。
- (3) 令和4年2～9月分について、私立保育所等に対する従来の処遇改善の仕組みとは別の補助金（国10/10）として、国の令和3年度補正予算で措置
- (4) 令和4年10月以降については、国の令和4年度当初予算において、従来の私立保育所等に対する処遇改善の仕組みの見直しにより対応（国1/2・県1/4・市町村1/4（放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業にあつては国1/3・県1/3・市町村1/3）。公立の保育所は地方交付税措置を予定）

3 市立保育所、放課後児童クラブ、児童館職員等の処遇改善の対応

- (1) 対象職員（人数は令和4年2月1日現在）

下記職種の会計年度任用職員を対象として、処遇改善を実施します。

- ・保育士（長時間保育士等含む） 98名
- ・児童館、児童クラブ職員（代替を含む。） 57名 合計 155名

※ 正職については、人事院勧告の仕組みの下で一定の給与水準が確保されていることから、今後の勧告を踏まえて必要に応じ対応を検討することとします。

- (2) 処遇改善方針

ア 初任給の引き上げ及び在職者の調整（規則改正で対応）

上記3(1)の会計年度任用職員の初任給を、3%を超えない範囲内（市の方針）として2号俸（児童館厚生員及び児童クラブ指導員にあつては1号俸）引き上げるとともに、在職者の調整を実施します。

- ・保育士 1級24号俸 → 1級26号俸（2.4%増）
- ・児童館館長及び児童クラブ主任指導員 1級24号俸 → 1級26号俸（2.4%増）
- ・児童館厚生員及び児童クラブ指導員 1級21号俸 → 1級22号俸（1.5%増）

イ 昇給上限の引き上げ（規則改正で対応）

昇給上限を下記のとおり引き上げます。

- ・保育士 1級50号俸 → 1級52号俸（1.0%増）
- ・児童館館長及び児童クラブ主任指導員 1級48号俸 → 1級50号俸（1.0%増）
- ・児童館厚生員及び児童クラブ指導員 1級45号俸 → 1級46号俸（0.6%増）

3 施行期日

令和4年2月1日